

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第 16 回北会津地区)**

□日 時：平成 27 年 9 月 15 日 (火) 18:30~20:30

□会 場：北会津公民館 1 階大広間

□参加市民：8 名

□市民会議側参加者 (事務局含む)：8 名

□意見交換

(主な意見等／以下の・箇所：参加市民の発言／以下の⇒箇所：市民会議委員の回答)

- ・市民会議は自治基本条例ありきで進んできたのではないか？

⇒そうではない。市民会議委員各位が身近に感じている地域課題や、地方分権、人口減少、今後の財政運営の難しさ、地域コミュニティの衰退といった事象への対応として、市民や議会、行政といったまちづくりの担い手の役割を明確にし、共有しながら、まちづくりへの参加・参画意識の高揚を図っていくための何らかのルールが必要と認識し、そうした性質を内包するものとして他自治体で制定されている自治基本条例について学び参考としながら、市民会議としてもそうしたルールをつくっていくことにした経過にある。

- ・自治基本条例はいいことばかりではなく、規定する内容によっては最高規範性・住民投票等問題があるものになる。そうした事例を多く学んで盛り込むかどうかについて深い考察と議論をすべき。

⇒最高規範性については、まだそうすべきかどうか市民会議内でも意見が割れている状況。住民投票については外国人を含めた投票資格者や請求・成立要件等、具体的な内容を盛り込んでおらず、また長い時間をかけて議論すべき内容であり、別に条例により詳細を規定することにしている。

⇒・そんな状態であるならば、草案とはいえ盛り込むべきではないし、こうした意見交換会を開くべきではない。

⇒議論が割れていたり、悩んでいたりするからこそ、こうした意見交換会で広く市民の意見を聴いて持ち帰って市民会議での更なる議論に反映させたいとの意図である。

- ・住民投票の規定は絶対にだめ。別に条例で詳細を定めるとしているが、必ず外国人を入れようとする意図がみえる。間接民主制・二元代表制を崩壊させるもの。間接民主制で決めたことを直接民主制でいつでもひっくり返すことができるようになる。自治体職員の仕事を混乱させることにもつながる。

敢えて住民投票を盛り込む場合には、住民登録の無い者や外国人は絶対に除くべき。

- ・草案中の「市民の定義」について、住民登録の無い者が入っているのは問題。本市に税金を納めていない者をなぜ市民とするのか。そうした者が責任をもって市政に参画できるとは思えないし、また参画させるべきではない。市政は住民登録があり税金を納めている市民の意見を踏まえ担われるべき。

⇒本市には近隣自治体から通勤・通学者も多く、そうした者も例えば本市で開催するイベントを企画・運営したり、本市で経済活動を行ったりと様々なかたちでまちづくりに関与しており、市民の定義を広く捉えた。

一方で、ご指摘のとおり市政へ強く関与する場面については住民登録の有無により場合分けが必要であることから、市民会議としてもそうする方向で草案を見直す考えである。

- ・自治基本条例は左派的な思想を持つ自治労が推進しており、そうした思想により国家を分断しようとしている。アドバイザーの辻山氏はそのシンクタンクの長であり、草案はそのアドバイスを受けて作られた偏った内容で問題。条例慎重派の意見は聞いたのか？

⇒辻山氏からは自身の思想を伺ったわけではなく、様々な自治体の制定に関わってきたことから、そうした経験や法律家としてとして参考となる論点を示して頂いただけであり、こうした条例とすべきといったアドバイスを頂いたことはない。他自治体の条例制定過程には住民投票や最高規範性といったことが問題視された事例が多くあったことから、事務局より適宜事例を示しながら偏りが無いよう配慮してきたつもり。

- ・草案の内容は一般市民の市民会議委員がつくったものとは到底思えない。特定の雛形が存在し、それをそのまま模したもの。辻山氏や行政（事務局）等の誰が先導したのか？

⇒何もないと議論を始めるのが難しいので、他自治体の制定事例にある枠組みを参考に議論の切り口とし、本市として何が必要なのか議論を重ねて作り上げたもの。中身は草案にあるとおり委員意見を積み上げて導出した内容としている。辻山氏や事務局が雛形を示し先導したといったことではない。

- ・附属機関である市民会議が、設置条例もなく委員報酬をもらっていることは問題。また、市民会議に何の権限があつて条例草案・素案をつくり市長へ提案・提出したり、こうした意見交換会を開くのか？市長や議員も同席すべきではないのか？

⇒市民会議は地方自治法で規定する附属機関ではなく、市長から諮問を受け答申するといった関係性にない。よって委員報酬の支払いはなく、市民委員は無報酬で参画している。また市民会議には何か権限があるわけではなく、純粹にまちづくりに関心のある市民が集まり、まちづくりへの関心を高め、担い手間で共有すべきと考えるルールである自治基本条例に盛り込むべきと考える事項について議論しているだけであり、その議論の成果を草案や今後作成していく素案としてとりまとめ、条例化を図るべく市へ提案するといったことである。また市民会議で作成した草案は未完のもので、市民会議自体も少数の市民の集まりであることから、市民が市民に意見を求める意見交換会というかたちで実施したままであり、市長の同席が必要であるとか、何らかの権限が必要といったことではないと考える。

- ・まちづくりについて何か意見があれば市長・議員に言えばいい。自治基本条例でいたずらにそうした仕組みを壊さなくてもいい。

- ・ 市民会議が条例素案を市に提出すれば、そのまま素通りで議会に上程され、議会は市民がつくったものだから票を失うのが怖くて反対もなく制定となってしまう、大問題だと思う。保守系議員が少なく、危険因子が入り込む余地があることも拍車をかけている。

⇒市に提出されたものを条文化するだけでそのまま議会へ上程といったことではない。更なる議論が必要と市で判断した場合、市民会議と議論をした上で場合によっては修正・削除し条文化・議会上程の流れとなる。

- ・ 議会広報に本年 12 月に議会上程とあった。市はなぜそんなに急ぐのか？

⇒あくまで「予定」として議会に示したものであり、スケジュールありきで進めているものではない。一方で、市民会議委員も先が見えない中で会議に参画することは難しいため、一定の時間軸として示したまで。

- ・ 地区によって課題は異なる。様々な地区より課題を聞いて、そこから普遍性を抽出し条例としてまとめたいといった意味合いの意見交換会か。

- ・ 自身いろいろと調べてみたが、条例制定により目覚ましく良くなった自治体はない。条例の必要性が全く見いだせない。

⇒草案でも示しているが、都市内分権を進めることで、地域で自由に即効性を持ってやれることや財源が増える。こうしたことにより地域の活性化を図っている事例もある。

⇒・北会津は区長を中心に様々なことに積極的に取り組んでおり、そうした仕組みを改めて導入する必要性はない。

- ・ 市政だより折り込みパンフや市民会議で配布されている資料の用紙・印刷代等に公金が使われているのはおかしいのではないか？

⇒市として市民を中心に据えたまちづくりを進めるためのルールについて、その性質上市民を中心とした議論を行う場を設けたいと考え、まちづくりに関心のある公募市民等の集まりである市民会議が設置され、その活動を事務局として市（企画調整課）が入りサポートしている関係にあり、公金の支出については問題がないと認識している。

- ・ 自治基本条例は国家を地方から蝕む危険なものであり、絶対阻止する考え。市長・議員に直接意見を言う機会も多いため、近々に止めるよう言うつもり。

以上